

要約 エグゼクティブサマリー

1. はじめに

「事業活動」と「生物多様性」という組み合わせは、一昔前は奇異に映ったかもしれませんが。しかし、今や状況は大きく変わっています。近年は事業者に対する生物多様性の保全と持続可能な利用の動きに関する期待が年々高まっており、近い将来、生物多様性に関する取組を行っていない事業者は、市場から取り残されていくかもしれません。

2010年に愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性の保全と持続可能な利用のために世界が2020年までに取り組むべき「愛知目標」が採択されたことが、日本企業の間で生物多様性の取組が広まるきっかけの大きな一歩となりました。さらに2015年9月には国連持続可能な開発サミットでSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。社会・経済の基礎である自然資本の保全は、持続可能な社会を実現することと密接不可分であり、国内外の多くの企業がSDGsで示された社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に取り込もうとする動きが始まっています。投資家側にも変化が生じています。財務諸表には現れない環境・社会・ガバナンスの情報を投資判断に活かすESG投資が拡大しており、企業の投資価値を計る新たな評価基準として注目を集めています。このように、SDGsの達成が求められ、ESG投資を呼び込むことが企業の大きな関心事となっている時代を迎えており、生物多様性の問題を切り離して事業活動を行うことはできないのです。

2. ガイドラインの役割

しかし、「生物多様性」という概念は抽象的であるため、生物多様性に関心があっても、「自分たちの事業活動と生物多様性の関係がわからない」、「実際にどういう行動をとればよいのか分からない」と、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた第1歩を踏み出せないという事業者の声も聞こえてきました。

そこで、まだ生物多様性の問題に取り組んでいない事業者の方にもわかりやすく、より効果的に取組を進めたい事業者の方にも役に立つよう、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために必要な基礎的な情報や考え方等を取りまとめたのが、この「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」です。

3. ガイドラインのポイント

このガイドラインは2009年の第1版を8年ぶりに改定したものです。

2009年以降、国際動向としては、COP10、SDGs、非財務情報の開示に関する国際的な流れなど、国内動向としては経団連やJBIB（企業と生物多様性イニシアティブ）の牽引によってサプライチェーン・バリューチェーンでの生物多様性への配慮が活発化しています。今や生物多様性と民間事業者との関わりについては持続可能な事業活動を行うための直接的な課題として捉えられており、革新的かつ抜本的な取組が進められるなど、事業者を取り巻く環境は大きく変わっています。

第2版の主なポイントは次の4つです。

1つ目は、生物多様性に関する最近の動向を追記し、事業者の立ち位置を明確にするとともに、事業者に生じうるリスクとチャンスについて解説しています。

2つ目は、事業活動が生物多様性の保全等に貢献できる面があることを解説しています。事業活動は生物多様性に対して、決して負の影響を与えるだけでなく、良くすることもできます。

3つ目は、業種別に、原材料調達、生産、加工等の事業活動ごとの「活動と生物多様性の関係」を解説しています。生物多様性は特定の業種の事業者だけが取り組むものではなく、全ての事業者に取組が求められるものであることから、日本標準産業分類に基づき、分野ごとに整理しています。

4つ目は、体制構築や目標設定などの取組ごとに、キーメッセージ、考え方、実践のためのヒント、事例等の基本的な考え方を解説しています。

このほか、必要な事項を掲載している箇所が分かり易くなるよう、アクセス性も改善し、企業の担当者が悩んだ際に、手にとって活用して頂けるよう改訂しています。

4. ガイドラインの構成

このガイドライン（第2版）は、上記のポイントを織り込み、全4編の構成としています。

第1編 事業活動と生物多様性

ここでは、そもそも企業はなぜ生物多様性に関する取組を行う必要があるのか等、生物多様性に関する取組の実施に先立ち、事業活動と生物多様性の関係について解説します。

これまでも業務を通じて「あまり事業活動と生物多様性は関係ない」、「何となく生物多様性は重要だからやっている」と思われているかもしれませんが、企業が生物多様性に取り組む理由を大きく2つに分けて説明します。

1つ目は、リスクへの対処です。このまま資源乱獲を続けると、原材料不足や調達コストの増大となって自社に跳ね返ってくる可能性もあります。また、生物多様性への悪影響の顕在化による企業ブランドのイメージ低下につながるおそれがあります。更に生物多様性に関連する法令や規制などは、今後ますます強化されていくでしょう。そのための備えとして今から取組を開始することは、将来的な市場競争力を高める効果も期待できます。

2つ目は、チャンスへの適応です。積極的な取組による企業価値の向上や同業他社との差別化による競争力の強化に加え、消費者や投資家へのアピール、自社従業員の満足度向上など、直接的・間接的なメリットを享受できる可能性はこれまで以上に高まると考えられます。

このように、事業者が生物多様性に取り組むことは、特に経営戦略面でのメリットが大きく、たとえ今は明確な影響が生じていなくとも、近い将来そのような時代が到来します。自社の継続的な発展に寄与することが容易に想像できると思われれます。

第2編 基本的な考え方

ここは、事業者が生物多様性に関する取組を行う際の基本的な考え方を示した本ガイドラインの核となる部分です。まず、基本的な考え方として、第1章で「基本原則」、第2章で「考慮すべき視点」について解説しています。基本原則は、「影響の回避・最小化と保全に資する事業活動の拡大」「予防的な取組と順応的な取組」「長期的な観点」の3点であり、生物多様性の保全及び持続可能な利用にあたっては、第一に影響の回避・最小化を検討するとともに、自社の技術や製品が生物多様性保全に貢献するかを検討することが重要です。その上で、実際に事業等の活動を行う上では、生態系が有する不可逆性や予測不確実性を勘案し、予防的な取組を前提にモニタリングによる順応的な取

組を組み合わせ、長期的・継続的に取組を行うことが重要です。考慮すべき視点は、「事業者の特性・規模等に応じた取組」「サプライチェーン及びバリューチェーンの考慮」「多様なステークホルダーとの連携と配慮」「課題に対する統合的アプローチ」「目標設定と進捗管理」「社会貢献」「情報発信・公開」の7点であり、取組を進める上で忘れてはいけない重要な視点です。

第3章では、具体的な取組の進め方について解説しています。事業者における生物多様性に関する取組は、全ての事業者にとって必要となる事業者共通の取組（①体制の構築、②事業活動と生物多様性の関係性把握、③方針・目標の設定、④計画の立案、⑤内部への能力構築、⑥外部ステークホルダーとの連携・コミュニケーション、⑦モニタリング、⑧計画の見直し）と、事業者ごとに異なる事業プロセスや事業活動に応じた事業活動ごとの取組（①原材料調達、②生物資源の利用、③生産・加工、④投融資、⑤販売、⑥研究開発、⑦輸送、⑧土地利用・開発事業、⑨保有地管理）に大別されます。大半のケースでは、事業者共通の取組を基盤とし、その中で事業活動ごとの取組を進めることになります。

事業者共通の取組では、どこから着手してどう進めていくのかが分かるように検討フローを示して解説しています。

事業活動ごとの取組では、日本標準産業分類に基づき、分野ごとに事業プロセス、事業活動における生物多様性との関係性を解説しています。自らが関わる事業活動が、過程の上流側及び下流側でも生物多様性と密接に関係していることを把握することで、サプライチェーン全体で生物多様性に配慮した行動をとることにつながります。

これらの取組にあたっては、予防的・順応的観点からPDCAサイクルで進めることが理想ですが、事業者の特性・規模等に応じて創意工夫することが期待されます。また、具体的な取組を始めるにあたっては、これらのツールを活用し必要と思われる箇所から始め、段階的に拡大していきましょう。

第3編 事業者共通の取組

ここでは、企業が生物多様性の取組を行うにあたって必要な全業種に共通する取組について、8つの取組ごとに、キーマッセージ（取組を進める際の重要な視点や、事業者にとってのメリット等重要なメッセージ）、考え方（取組を進める際の考え方や重要な視点、目指すあり方）、実践のためのヒント（取組を実践する際に参考となる情報や、効率的に実施するためのヒント等）、事例（取組に関するトピックや事業者・事業者団体による取組事例）を整理しています。

本項は、業種や業態の違いにかかわらず必要な取組事項を整理したものであり、それぞれを参照して実行していくことで、取組にあたっての基本的なスタンスや方向性を習得することができます。また、先進企業における取組事例も整理していますのでご参照ください。

第4編 事業活動ごとの取組

ここでは、業種ごとに異なる事業プロセスや事業活動について、キーマッセージ（取組を進める際の重要な観点や、事業者にとってのメリット等重要なメッセージ）、考え方（取組を進める際の考え方や重要な視点、目指すあり方）、事業者に期待される取組例（具体的に期待される取組例）、事例（取組に関するトピックスや事業者・事業者団体による取組事例）を整理しています。

本項は、企業の業種や業態にあわせて実施すべき取組事項を整理したものであり、自社の事業内容と照らし合わせて実行していくことで、企業活動における実質的な生物多様性への配慮や保全の貢献を進めることができます。また、第3編と同様、先進企業における取組事例も整理していますので参照してみましょう。

5. おわりに

生物多様性の保全は、地球温暖化と同様に今や待ったなしの状況です。これまで私たちは、様々な活動を通じて成長する一方で、生物多様性を劣化させてしまった側面があります。自然の恵みを将来にわたって享受していく社会を構築するためには、国、地方公共団体、事業者、国民など様々な主体が生物多様性に関する取組を自主的に進めていく必要があります。

特に、事業者はその活動を通じて国内外の生物多様性と深く関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である国民一人ひとりと生物多様性の関わりに多大な影響を及ぼすなど、社会の一員として重要な役割を担っています。こういった視点を考慮しないで事業活動を進めると原材料が調達できなくなる、商品が売れなくなる等のリスクがある一方で、生物多様性に関する取組を行うことで企業価値の向上や、消費・投資を呼び込むチャンスにつながります。この現実を早期に受け止めた企業は、既に生物多様性に関する様々な取組を始めており、その数も増えています。企業が生物多様性保全に果たす役割と意義は、これからもますます高まっています。

企業や事業者の皆様には、今まで以上に積極的に生物多様性の問題に取り組んでいただき、生物多様性の回復とともに企業が成長していくことを期待するとともに、本ガイドラインがその一助となれば幸いです。

◆生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）の概要

いのちと暮らしを支える生物多様性

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました（生物多様性）。

この生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）によって、私たちのいのちや暮らしは支えられています。

<生物多様性の恵みの例>

- お米、野菜、木材、魚、おいしい水などをもたらしてくれる
- 山、川、海などの地域の景観やその土地固有の文化を生み出す
- 自然の仕組みから技術革新のヒントを得る

<生物多様性の現状を示す例>

- 人間活動の影響により、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速
- 世界の森林面積は、この25年間で日本の国土面積の約3.4倍に相当する1.29億haも減少
- 生物多様性の認知度（「知っている」「意味は知らない、が聞いたことがある」）は約7割にとどまっている。

生物多様性の恵みを享受し続けるためには、皆が連携した取組が必要
将来にわたり、私たちが生物多様性の恵みを享受していくためには、社会を構築する私たち皆が連携して生物多様性を守り、その恵みを使い尽くすことのないよう持続可能な利用をしていかなければなりません。

事業者に期待される役割は大きい

特に、事業者はその活動を通じて国内外の生物多様性と関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である一般市民と生物多様性とのかわりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っているといえます。

既に生物多様性に関する取組を進めている企業も増えています。



出典)「生物多様性ハンドブック」(2009、JIBB)を参考に一部加筆

2009年以降の事業者を取り巻く状況の変化

国際動向	国内動向
2010年10月 COP10（愛知県名古屋市）で、 新戦略計画2011-2020（愛知目標） を採択 （2011年から2020年までの10年間は「国連生物多様性の10年」）	2010年 経済界が「 生物多様性民間参画パートナーシップ 」を設立し、 行動指針 を策定
2015年9月 国連持続可能な開発サミットで、「 アジェンダ2030：持続可能な開発目標（SDGs） 」を採択	2012年 愛知目標に準拠した「 生物多様性国家戦略2012-2020 」を策定
2015年9月 ISO14001が改訂され、 生物多様性に関する国際規格が発効	2013～「 企業と生物多様性イニシアティブ 」（JBIB）が 土地利用や水管理、原材料調達等に係るガイドライン を作成・公表

自然環境を国民生活や企業経営の重要な資本の一つとして捉える「**自然資本**」の考え方が急速に普及

SDGs "wedding cake" illustration presented by Johan Rockström and Pavan Sukhdev

Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)に配慮している企業を重視・選別して行う**ESG投資**が近年拡大

第1版を作成した2009年以降、生物多様性に関する社会的状況が変化し、これまで以上に企業の取組が必要



生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会

■委員名簿（五十音順、敬称略 ○：座長、所属は2017年12月時点）

- 足立 直樹 株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
- 石原 博 経団連自然保護協議会 企画部会 部会長／三井住友信託銀行 審議役
- 可知 直毅 首都大学東京大学院 理工学研究科 教授
- 金丸 治子 イオン株式会社 グループ環境・社会貢献部 部長
- 朽網 道徳 富士通株式会社 環境・CSR本部 プリンシパル・テクノロジスト
- 日比 保史 一般社団法人コンサベーション・インターナショナル ジャパン 代表理事

	日程	主な議題
第1回検討会	2016年10月26日	ガイドライン（第1版）の課題及び改訂方針
第2回検討会	2017年1月20日	ガイドライン（第2版）素案の検討
第3回検討会	2017年9月13日	ガイドライン（第2版）案の検討
パブリックコメント	2017年10月24日 ～2017年11月23日	ガイドライン（第2版）案の パブリックコメント
第4回検討会	2017年12月6日	ガイドライン（第2版）の決定

要約
 序論
 第1編 事業活動と生物多様性
 第2編 基本的な考え方
 第3編 事業者共通の取組
 第4編 事業活動ごとの取組
 参考編

第2版の主なポイント

- 生物多様性に関する最近の動向（SDGsの採択、ESG投資の拡大等）を追記し、事業者が生じるリスクとチャンスについて解説【第1編】
- 企業活動は生物多様性に影響を及ぼすだけでなく、その保全等に貢献できる面があることについても解説【第2編】
- 日本標準産業分類の業種ごとに、原材料調達、生産・加工等の場面ごとの活動と生物多様性の関係を解説【第2編】
- 具体的な取組について、取組ごとに、キーメッセージ、考え方、実践のためのヒント、事例等の基本的な考え方を解説【第3編、第4編】

基本的な考え方

■基本原則

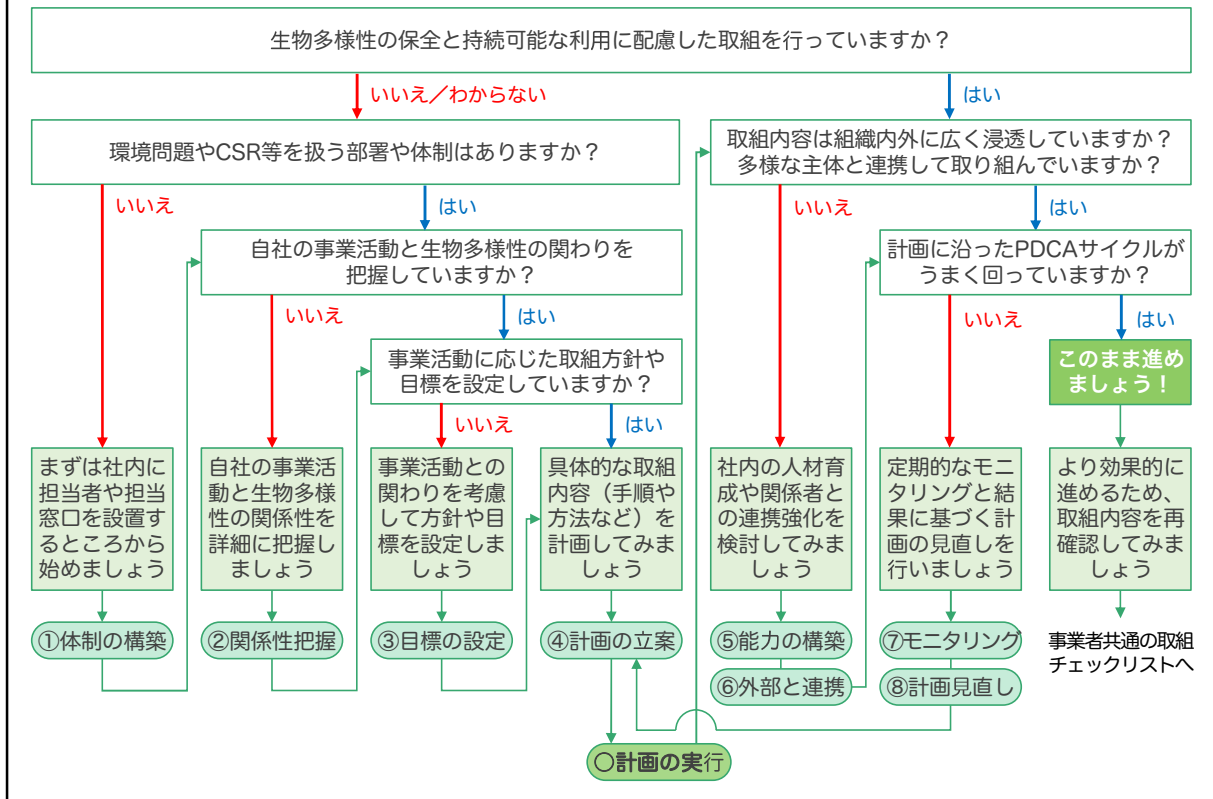
- ①生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化と保全に資する事業活動の拡大
事業活動が生物多様性へ及ぼす影響を回避または最小化し、土地と自然資源を持続可能な方法で利用するよう努めることが重要
事業活動が生み出す技術、製品、サービス等が生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献する可能性に着目し、この取組を進めることが重要
- ②予防原則に則った予防的な取組と順応的な取組
生物多様性の保全と持続可能な利用は科学的知見の充実に努めつつ、予防的な取組方法や、事業着手後のモニタリングを反映させる順応的な取組を行うことが重要
- ③長期的な観点
生物多様性への影響は様々な要因が複雑に関係するため、生物多様性の保全及び持続可能な利用にあたっては、長期的な観点から生態系等の保全と再生に努めることが重要

■考慮すべき視点

- ①事業者の特性・規模等に応じた取組
事業者ごとに生物多様性への影響の程度や、保有する技術や製品等が生物多様性に貢献する可能性を模索する視点を持つことが重要
- ②サプライチェーン及びバリューチェーンの考慮
サプライチェーンの各段階で生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むこと、バリューチェーンの観点から価値を創造する視点を持つことが重要
- ③多様なステークホルダーとの連携と配慮
関係する多様なステークホルダーや地域コミュニティとの有機的かつ柔軟な連携を図る視点を持つことが重要
- ④課題に対する統合的アプローチ
異なる環境分野についても課題解決に貢献する可能性があるという視点を持つことが重要
- ⑤目標設定と進捗管理
実現可能な目標を積み重ねるフォアキャストに加え、大きな目標に向かって進捗管理しながら進めていくバックキャストの視点を持つことが重要
- ⑥社会貢献
事業者は利潤の追求など経済的主体であると同時に、社会の一員として生物多様性への貢献が求められているという視点を持つことが重要
- ⑦情報発信・公開
生物多様性の保全は、消費者からの指示や投資家の評価に繋がることが期待されるため、取組内容やモニタリング状況を発信する仕組みに取り組むことが重要

事業者共通の取組

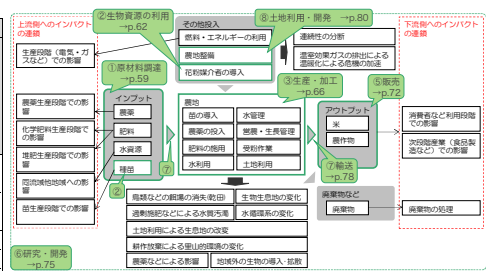
【事業者共通の取組】 全ての事業者にとって共通して必要となるマネジメント面での取組
(取組を進めるための基本)



事業活動ごとの取組

【事業活動ごとの取組】 事業者ごとに異なる事業プロセスや事業活動に応じた取組
(業種/事業内容/バリューチェーンに応じて異なる)

産業分類 ^(*)	「経済活動と生物多様性の関係」 における分類 ^(*)	事業活動ごとの取組 (参照ページ)								
		① 原材料調達	② 生物資源の利用	③ 生産・加工	④ 投融資	⑤ 販売	⑥ 研究開発	⑦ 輸送	⑧ 土地利用/開発事業	⑨ 保有地管理
第一次産業	農業、林業 1a. 農業 (稲作・畑作)、 1b. 農業 (畜産)、1c. 林業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	漁業 2a. 漁業 (養殖以外)、 2b. 漁業 (養殖)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二次産業	鉱業、砕石業、砂利採取業 3. 鉱業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建設業 4. 建設業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	製造業 5a. 製造業 (電子・電機)、 5b. 製造業 (食品・飲料)、 5c. 製造業 (パルプ・紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業 6a. エネルギー産業、6b. 水道業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	情報通信業 7. 情報通信業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	運輸業、郵便業 8. 運輸・郵便業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	卸売業、小売業 9. 卸売業・小売業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	金融業、保険業 10. 金融業・保険業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	不動産業、物品賃貸業 11a. 不動産業、11b. 物品賃貸業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学術研究、専門・技術サービス業 12. 学術研究、専門・教育サービス、教育学習支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宿泊業、飲食サービス業 13. 宿泊・飲食業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生活関連サービス業、娯楽業 14. 生活関連サービス業、 15. 観光業 (ツーリズム産業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	教育、学習支援業 (12. 参照)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	医療、福祉 16. 医療・福祉	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	複合サービス業 (郵便局) (8. 参照)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	複合サービス業 (共同組合) (1. または 2. 参照)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	サービス業 17. リサイクル/廃棄物処理業	○	○	○	○	○	○	○	○	○



背景図は、業種ごとの事業活動におけるインプット・アウトプット等から生物多様性に与える影響を例示

- ✓ 事業の流れは「▶」で表現し、中心的な事業活動は図の中心に位置
- ✓ 事業活動の外側に与える影響の内容を配置
- ✓ 特に中心的な事業活動の上流側・下流側でもインパクト (負の影響、貢献) が生じること留意が必要 (赤枠)
- ✓ 事業活動の各段階において、配慮すべき内容を「事業活動ごとの取組」別に枠囲い
- ✓ 吹き出しには「事業活動ごとの取組」の名称と、具体的なヒントや事例の掲載ページを記載

注) 表中「○」は、事業活動ごとの取組が当てはまる場合があることを示す
出典) *1: 日本標準産業分類 (H25.10、総務省)
*2: 事業活動と生物多様性の関わり
(http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/crosslink/index.html)